

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年7月1日

世田谷区

1. 件名

森林教育（木育プログラム）業務委託

2. 目的

小学校の児童を対象とし、自然に触れ、五感で感じる体験を通じて「生きた学び」を提供することで、非認知能力を培うとともに、身の回りの自然から、地域、地球の環境に発想を広げ、地球温暖化などの環境問題を「自分ごと」として考え、将来にわたり行動していくための環境教育を行うことで、「世田谷区環境基本計画」における「環境価値を体感してもらう・見える化する」「環境教育・保全活動を通じた人づくり」を推進する。

3. 業務概要

（1）世田谷区立小学校の「木育プログラム」体験学習

世田谷区立小学校1校・1学年を対象に、東京都内の森林において、森林体験学習のプログラムを実施する。

（2）木育ワークショップ出前事業

世田谷区立小学校1校・1学年を対象に、出張型の木育ワークショップを実施する。

4. 履行期間

契約の日から令和9年1月31日まで

令和9～10年度についても本事業を実施する場合は、履行内容が良好と認められ、各年度において予算配当されることを条件とし、同じ事業者と随意契約を締結することができることとする。なお、契約は単年度ごととする。

5. 参加資格条件

提案書提出者は、参加表明書提出時点で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。
- （2）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （3）都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- （4）世田谷区から指名停止（入札禁止を含む）を受けている期間中でないこと。
- （5）森林教育（木育プログラム）業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- （6）令和3年度以降に小学校の児童に対して森林体験事業を実施した実績を有していること。

6. 提案書の提出対象者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加表明書に基づく参加資格の確認のみを行う。

7. 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

実施要領兼説明書の別紙3「審査項目及び審査の視点」に基づき、提案書の書類審査及びヒアリングを行う。

8. 説明書の交付

(1) 交付期間 令和8年7月1日(水)～令和8年7月15日(水)※午後5時まで

※窓口での配布は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所 下記「12.担当」記載窓口での配布及び世田谷区ホームページ掲載

※参加希望者に無償配布する。(区ホームページからダウンロード可)

※HP [世田谷区トップページ](#)→[検索メニュー](#)→[分類から探す](#)→[区政情報](#)→
[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)

9. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和8年7月15日(水)※午後5時まで

(2) 提出場所 下記「12.担当」記載窓口

※持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

(3) 提出方法 持参又は郵送(締切日必着。郵送は書留等、送達確認できるものに限る。)

10. 提案書の提出

(1) 提出期限 令和8年8月14日(金)※午後5時まで

(2) 提出方法 原則受付フォーム(LoGo フォーム)による電子データでの提出とする。

※電子データでの提出が難しい場合は、持参、郵送(締切日必着。郵送は書留等、送達確認できるものに限る。)のいずれかとする。持参又は郵送の場合の提出先は、下記「12.担当」記載窓口(持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)。

※受付フォームのURLは招請通知に記載。

※紙で提出する場合は、A4判、左上ステープル留め、片面印刷

(3) 提出部数

①受付フォーム(LoGo フォーム)での提出の場合

・提案書(正)1部、提案書(副)1部

②持参又は郵送の場合

・提案書(正)1部、提案書(副)6部

11. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

①契約保証金：免除

②契約書作成の要否：要

③審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

④本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

⑤当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

⑥実施要領兼説明書の別紙1「業務詳細」に記載の各業務については、実施時期に合わせて個別に契約を行う場合がある。

⑦令和9～10年度についても本事業を実施する場合は、履行内容が良好と認められ、各年度において予算配当されることを条件とし、同じ事業者と随意契約を締結することができることとする。なお、契約は単年度ごととする。

(3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

①参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した業務責任者・業務担当者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。

②関連情報を入手するための照会窓口は、【12. 担当】のとおり。

(5) 提案者の失格について

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

①提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。

②区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 区から受領した資料等について

本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

(8) 詳細は実施要領兼説明書による。

12. 担当

環境政策部環境政策課 近藤、中森

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎B棟3階）

電話 03（6432）7131